

## 県民健康調査甲状腺検査について

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されており、福島県及び福島県立医科大学では、子どもたちの健康を長期に見守るために甲状腺検査を実施している。

### 1 検査期間及び対象

		期 間	対 象
1 巡目 (終了)	先行検査 (甲状腺の状態を把握)	平成 23 年 10 月 ～ 平成 26 年 3 月	震災時福島県にお住まいの概ね 18 歳以下 (平成 4 年 4 月 2 日～ 平成 23 年 4 月 1 日生まれの方) 【約 37 万人】
2 巡目 3 巡目 (終了)	本格検査 (検査 2 回目) 本格検査 (検査 3 回目) (先行検査と比較)	平成 26 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	上記の方に加え、 平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生まれの方【約 38 万人】 ※20 歳を超えるまでは 2 年毎、 それ以降は 25 歳、30 歳などの 5 年毎に検査を実施する。
4 巡目 以降	本格検査 (検査 4 回目) 以降	平成 30 年 4 月～	

### 2 検査場所

	年齢 (4 月 1 日時点)	検査会場
県内	～5 歳 (未就学児) ※平成 30 年度からは該当者なし	公共施設等の一般会場 県内検査実施機関 (※1)
	6～17 歳 (小・中・高等学校相当) ※平成 31 年度 最低年齢 7 歳	各学校 (※2)
	18 歳以上	公共施設等の一般会場 県内検査実施機関 (※1)
県外	全年齢	県外検査実施機関 (※1)

※1 福島県立医科大学と協定を締結した協力医療機関 (令和元年 6 月 30 日現在)

- ・ 一次検査実施機関
  - 県内実施機関 81 か所
  - 県外実施機関 119 か所
- ・ 二次検査実施機関
  - 県内実施機関 5 か所 (福島県立医科大学を含む)
  - 県外実施機関 37 か所

※2 市町村および教育委員会の要請により平成 23 年 11 月から開始

### 3 検査方法等

#### (1) 一次検査

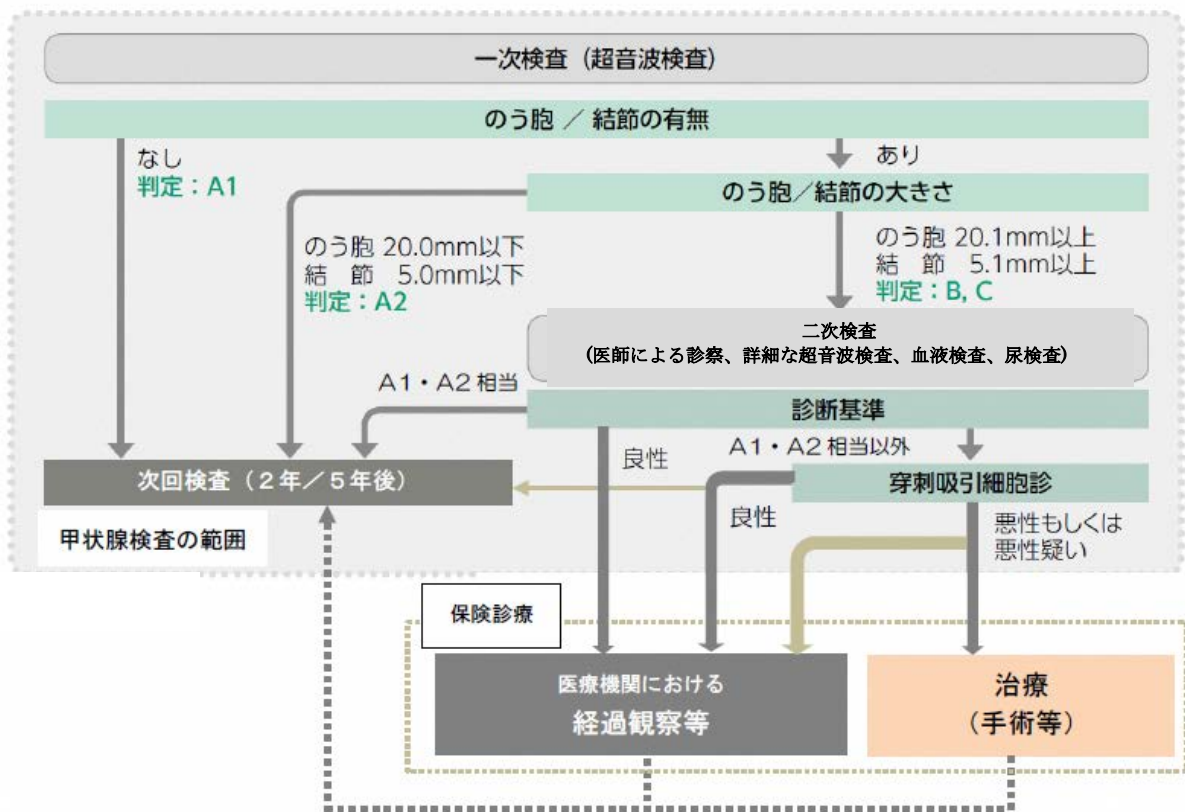
超音波画像診断装置による検査を実施。

判定区分 (A 2) が二次検査の対象)	
A 判定 (A 1) :	結節やのう胞を認めない
(A 2) :	5.0mm 以下の結節や 20.0mm 以下ののう胞を認める
B 判定 :	5.1mm 以上の結節や 20.1mm 以上ののう胞を認める
(A 2 の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、B 判定としている)	
C 判定 :	甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要する

#### (2) 二次検査

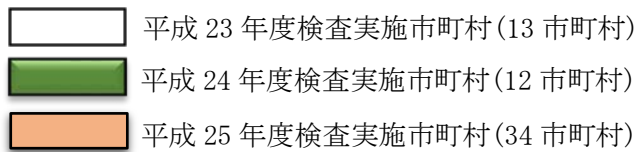
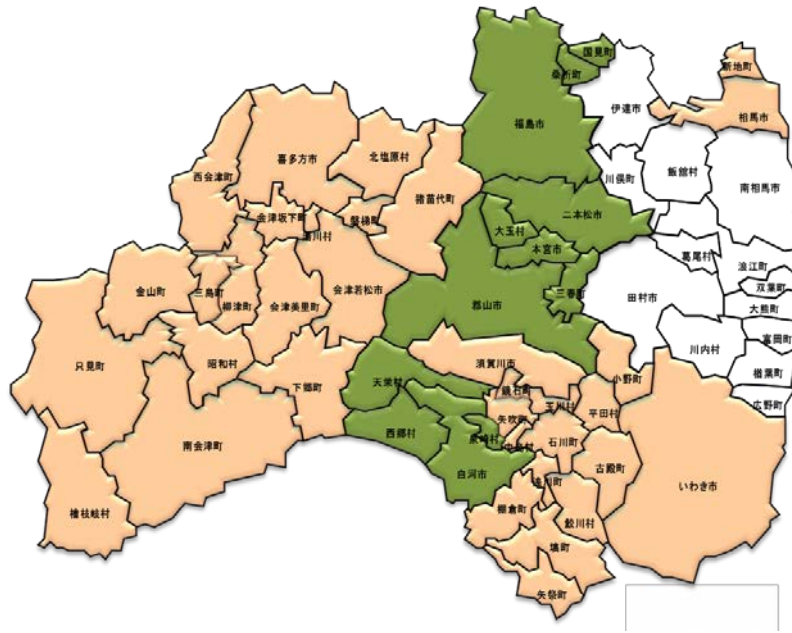
医師による診察、詳細な超音波検査、血液検査 (甲状腺ホルモン測定)、尿検査 (尿中ヨウ素) を行う。医師が必要と判断した場合は、穿刺吸引細胞診を行う。

#### 【検査の流れ】



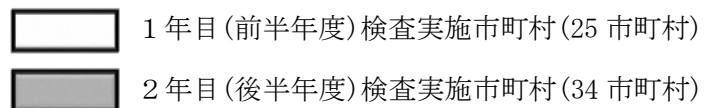
#### 4 一次検査の検査年度と対象市町村

##### (1) 先行検査（平成 23～25 年度）における年度別検査対象市町村



##### (2) 検査 2 回目（本格検査）以降における年度別検査対象市町村

- ・ 20 歳を超えるまでは福島県内の 59 市町村を 2 か年度に分けて、市町村ごとに検査を実施。
- ・ それ以降は市町村の枠組みをなくし 25 歳、30 歳等の 5 年ごとに検査を実施。  
(平成 29 年度以降実施)



## 5 その他の取組

### (1) 休日・夜間での検査（平成 26 年度～）

学校での検査を受診できなかった方や帰省中・休日の機会に受診を考えている方に対して、福島県内の一般会場での検査を実施している。平日、夜間での検査を平成 30 年度に 2 回実施し、令和元年度も 4 回の実施を予定している。

### (2) 大学での検査（平成 30 年度～）

未受診者及び 18 歳以上の対象者の受診機会確保の面から、平成 30 年度より一部県内大学の協力を得て大学での検査を実施している。令和元年度については、平成 30 年度に未実施で協力を得られた県内 4 大学を対象として実施を行った。

### (3) 一般会場における説明ブースの設置

（結果説明：平成 27 年度～、事前説明：平成 30 年度～）

一次検査の結果は文書で後日通知されるが、公共施設等の一般会場での一次検査では検査結果説明ブースを設置し、医師が超音波画像を提示しながら、暫定的な結果を説明している。

また、検査の意義やメリットデメリットを理解した上での受診となるよう、平成 30 年度からは、一般会場受診者に対して医師による事前説明を行っている。

### (4) 出張説明会と出前授業（出張説明会：平成 25 年度～、出前授業：平成 27 年度～）

甲状腺検査の目的や、放射線の甲状腺への影響、検査結果の見方等について、医師が説明を行い、質問に答える取り組み。（申し込みのあった学校等に出向いて実施）

平成 30 年度末までに延べ 1 万 4,700 人に対し実施している。

（対象）出張説明会：生徒の保護者、教職員等 出前授業：小学校高学年から高校生

### (5) 二次検査におけるこころのケアサポート（平成 25 年度～）

福島県立医科大学における二次検査では、精神保健福祉士、社会福祉士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、看護師等からなるサポートチームを立ち上げ、受診者に対して、お声かけを行い、相談や質問を聞くなど、心配や不安に対するこころのケアサポートに努めている。（保険診療移行後も病院のチームと連携し、継続して支援を行う）

### (6) 二次検査における検査実施機関の支援（平成 29 年度～）

環境省が実施する「放射線健康管理・健康不安対策事業（県民健康調査「甲状腺検査」に係る検査実施機関への支援事業）」の開始に伴い、二次検査実施機関において、甲状腺検査の不安対応等に係るサポートを行った場合、交付金を交付している。

### (7) 甲状腺検査の精度管理

（連絡協議会：平成 26 年度～、実技演習ワークショップ：平成 27 年度～）

福島県全体が一体となって質の高い検査を行い、福島県の子どもの健康を見守るため、例年 3 月に連絡協議会を開催している。甲状腺検査の実施状況の報告及び超音波画像の検討等を行い、甲状腺検査の情報共有と検査精度向上を図っている。

また、県内医療機関の医師・技師で、県医師会等が実施する一定の試験に合格した方を対象に、実際の現場に近い検査と同様な実践型の技術講習会を年2回実施する取組も行っている。

**(8) 甲状腺検査医学専用ダイヤル（平成28年度～）**

平成23年度の検査開始当初より設置していた一般的な電話相談に対応するコールセンターに加え、平成28年度より甲状腺検査結果、甲状腺の疾患、甲状腺に関連したところの問題等に関する、医学的な質問等に答えるため専用のダイヤルを設置している。

**(9) 甲状腺通信（平成24年度～）**

甲状腺検査対象者約38万人に、甲状腺検査に関する最新の情報や大切な情報をお伝えするために、毎年夏（7～8月）と冬（2～3月）の2回、郵送で送付している。

併せて、住所変更があった際の変更届出ハガキも同封し、検査のお知らせや広報物が確実に届くような取組を行っている。

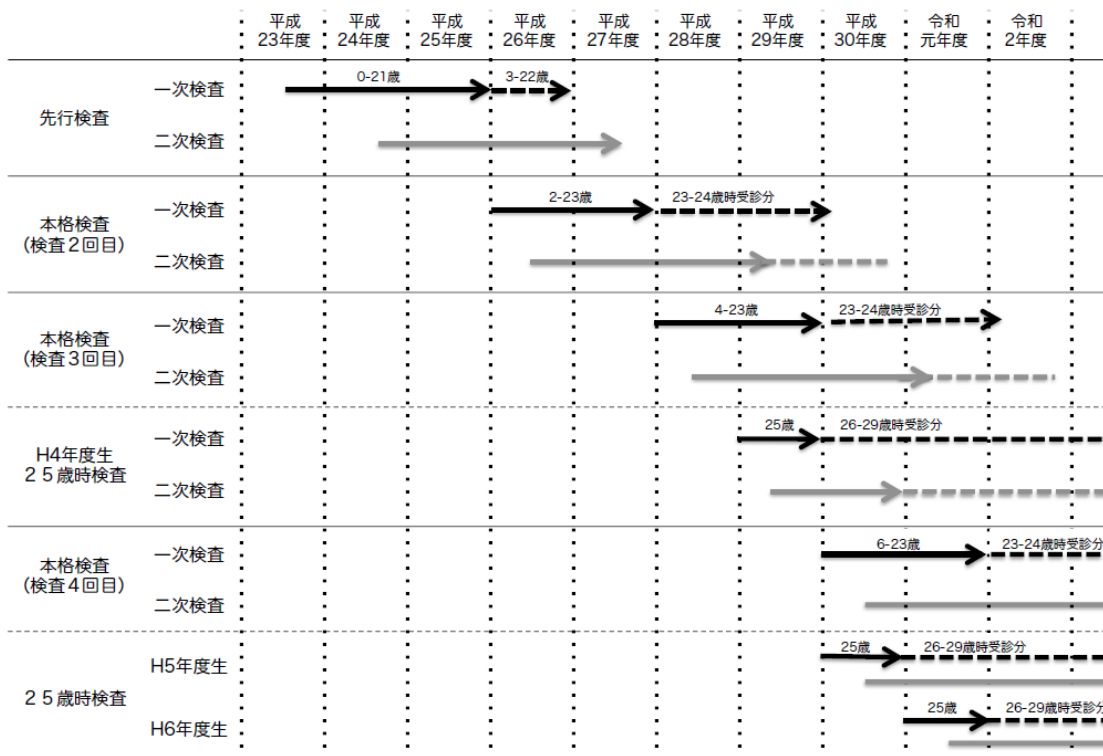
**(10) 高校卒業予定者に対する甲状腺検査の広報物の配付（平成27年度～）**

学校での検査が終了となる高校3年生等を対象に、甲状腺検査の目的と意義についてより理解していただき、受診間隔や今後も継続して受診できることなど、高等学校等卒業後における受診機会等の情報について周知を図り、将来に繋がる啓発を行っている。

**(11) 甲状腺検査後の医療費等の支援【甲状腺検査サポート事業】（平成27年度～）**

県民健康調査甲状腺検査後に生じた医療費等の経済的負担に対して支援（支援金交付）を行うとともに、支援金申請時に提供していただく、保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用し、将来にわたる県民の健康維持、増進を図る。

## 6 甲状腺検査の推移



※主に矢印の期間で検査を行った。